

北海道告示第11053号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年7月24日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>1 北海道国際交流・協力 総合センター補助金</p> <p>本道の国際化を推進し、 豊かで活力ある地域社会の 実現を図るため、公益社団 法人北海道国際交流・協力 総合センターが実施する世 界各国との国際交流事業や 国際協力事業について、予 算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海 道国際交流・協力 総合センター</p>	<p>補助事業の執行上、知事が認 めた次の経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給料、職員手当</li> <li>2 共済費</li> <li>3 賃金</li> <li>4 報償費</li> <li>5 旅費 ただし、旅費の支給におい て、経済的な経路及び方法の 考え方は道の取扱いに準じ る。</li> <li>6 交際費 ただし、補助事業の執行に 係る会費及び贈呈品の購入に 限る。</li> <li>7 需用費 ただし、食糧費について は、補助事業の執行上、直接 的な必要性から費消される経 費に限る。</li> <li>8 役務費</li> <li>9 委託料</li> <li>10 使用料及び賃借料</li> <li>11 その他知事が必要と認める 費用</li> </ol>	<p>10分の10以内 (多文化共生地 域連携ネットワ ーク事業につい ては、2分の1 以内)</p> <p>寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等を行 う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合政策 部国際局 国際課</p>		